

介護予防・日常生活支援総合事業の事業評価について（概要）

◎ 趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者等に対する介護予防や生活援助等を目的としたサービスを実施する事業であり、本市では、平成29年度から開始している。

国の要綱において、市町村は、年度ごとに、事業の実施状況に関する事業評価を行うこととされていることから、平成31年1月21日開催の第3回宇都宮市地域包括ケア推進会議生活支援部会において、以下のとおり事業評価（実施体制、実施過程、事業成果）を行った。

1 事業評価の概要

- ・ 本市の取組状況は、協議体の実施圏域数の増加（昨年12月時点で10地区）、住民主体の通いの場への参加者数の増加、健康寿命の延伸など、多くの項目で評価指標に定める取組が実施され、数値の向上が見られることから、総合事業について適切な実施体制、実施過程により事業を実施し、一定の成果が挙げられていると評価できる。
- ・ 一方、他の中核市や県内の他市町と比較して週1回以上住民主体の通いの場に参加する高齢者の割合が低い、介護サービスの利用計画（ケアプラン）の作成の際、利用者の自立支援に具体的に結び付けていく取組をさらに充実させる必要がある等、改善が必要な指標があることも確認された。
- ・ 今後、経年的な地域間比較を可能とするデータ収集や国の「見える化」システム等を活用した他市町村との比較を行っていくとともに、各指標の結果の原因や指標間の関係等詳細な分析を行い、各地域の状況も踏まえた効果的な施策・事業のあり方について検討する。

2 議論のポイント

- ・ 事業評価において、市内39地区ごとの要介護認定率等を算出したところ、地区によって差が見られた。ただし、地区ごとに高齢化率等が異なること、特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等がある地区はその分要介護認定率等が上昇すると考えられることなど、単純な比較は難しいことから、地域住民に誤解を与えないよう、今後、更なる要因の分析を行う必要がある。
- ・ ふれあい・いきいきサロンや介護予防自主グループなどの地域の通いの場については、設置状況に地域差が見られた。公民館や集会所の有無、地域住民のつながりの状況など、様々な要因があるが、この取組を広げていくためには、住民自らがその重要性を理解し、力を合わせて取り組んでいかなければならない。
- ・ ケアプランの策定の際、利用者の自立の支援に具体的に結び付けていくためには、地域包括支援センターにおけるアセスメント（本人の状態の評価）の質の向上、日常生活の中でどの部分をどのように改善させるかをケアプランに具体的に盛り込むこと、サービス事業所の役割の明確化などに取り組む必要がある。また、利用者自身の理解も必要であり、日常生活の中で、日頃からリハビリを意識することで、状態の改善につながる。